

令和6年度 旭川公共職業安定所期間業務職員募集要項④

1 募集職種

事業所専門相談員【安定所勤務】(就職支援コーディネーター)

2 募集人員

2名

3 学歴、年齢

不問

4 募集期間

令和6年2月2日(金)から令和6年2月9日(金)まで
※応募者多数の場合は早期に募集を締め切る場合があります。

5 就業場所

ハローワーク旭川 (旭川市春光町10番地の58)

6 就業場所における就業時間

8:30～17:15の間の6時間30分

7 勤務日数及び賃金

勤務日数 年間240日(月平均20日)

日額 13,007円～13,234円(日額は左記の範囲内で学歴・職務経歴を勘案して規定により決定します)

8 従事する業務及び必要な経験、免許・資格

(1) 就職支援コーディネーター(医療・福祉分野支援分)(1名)

【就業場所】 ハローワーク旭川

【業務内容】

医療・福祉分野に係る以下の事項を実施する

- ・求人受理及び求人充足に向けたコンサルティング
- ・求人充足プランの策定及びこれに基づく求人充足に向けた支援
- ・求人者向けセミナー、就職面接会等各種就職支援のコーディネート等及びその実施(セミナー等の講師を含む)
- ・対象職種に係る求職開拓(関係団体等との共催事業の企画・立案を含む。)
- ・関係団体等との連携によるネットワークの構築
- ・その他人材確保対策推進事業の円滑な実施のために必要な事項

【必要な経験、免許・資格】

以下のいずれか

- ・医療・福祉分野での実務経験がある等、医療・福祉分野におけるサービスの現状及び仕事に関する知識・経験を有する方
- ・医療・福祉分野の事業所における人事労務管理に関する知識・経験を有する方又はキャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者等職業相談・職業紹介に関し、知識・経験がある方
- ・年間を通じて自動車の運転が可能な方

(2) 就職支援コーディネーター(就職氷河期支援分)(1名)

【就業場所】 ハローワーク旭川

【業務内容】

- ・支援対象者の就職につながる可能性の高い求人(就職氷河期世代限定求人等)の開拓・確保、求人条件等に係る相談・助言、緩和指導
- ・就職氷河期世代限定面接会の開催、人材確保対策コーナー等と連携した人手不足業種の職場見学会付き面接会、求人者向けセミナー等の企画運営(セミナー等の講師を含む。)
- ・支援対象者を雇用した企業及び支援対象者に対する職場定着支援
- ・事業所に対する労働市場、各種助成金制度等、求人充足に当たって効果的な情報の提供
- ・求人充足を図るための職業相談及び職業紹介
- ・その他、実施要領に定める支援を遂行する上で必要となる事務

【必要な経験、免許・資格】

- ・その経歴から、企業との関係や企業に関する知識・経験を活かした求人開拓を期待できる者
- ・キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者、企業の人事労務管理に関する知識・経験を有する者又は職業相談・職業紹介に関する知識・経験を有する者
- ・年間を通じて自動車の運転が可能な方

9 その他

(1) 就業場所等に係る希望について

希望する業務がある方は、履歴書にその希望を記入してください。

なお、最終的な判断につきましては、旭川公共職業安定所で決定することとなりますので、希望どおりにならないこともありますことを、あらかじめご承知願います。

(2) 昇給等について

① 昇給

任期満了後翌年度に再び同一官職に採用された場合、4月1日付で昇給を行う場合があります。ただし、給与が上限となっている場合は、昇給はありません。

② 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当(賞与)は、6月1日あるいは12月1日に在籍し、基準日において任用期間が6か月を超える者あるいは6か月を超えることが予定されている方に、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給します。

(3) 応募資格について

国家公務員法第38条の規定により、次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ③ 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、国家公務員法第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者